

# 官報

号外 昭和三十六年三月二十四日

## 参議院會議録第十四号

昭和三十六年三月二十四日(金曜日)

午前十一時一分開議

議事日程 第十三号

昭和三十六年三月二十四日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に關する  
二重課税の回避及び脱税の防止  
のための日本国とアメリカ合衆  
国との間の条約を修正補足する  
議定書の締結について承認を求  
めるの件(衆議院送付)

第二 所得に対する租税に關する  
二重課税の回避及び脱税の防止  
のための日本国とパキスタンと  
の間の条約を補足する議定書の  
締結について承認を求めの件  
(衆議院送付)

第三 果樹農業振興特別措置法案  
(内閣提出、衆議院送付)

第四 予防接種法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出、衆議院送  
付)

第五 森林火災保険特別会計法の  
一部を改正する法律案(内閣提  
出、衆議院送付)

第六 産業投資特別会計法の一部  
を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第七 北海道東北開発公庫法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第八 国立病院特別会計法の一部  
を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第九 計量法等の一部を改正する  
法律案(内閣提出)

第一〇 裁判所職員定員法の一部  
を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第一一 奄美群島復興特別措置法  
の一部を改正する法律案(内  
閣提出、衆議院送付)

第一二 公営企業金融公庫法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第一三 新市町村建設促進法の一  
部を改正する法律案(内閣提出)

第一四 簡易生命保険法の一部を  
改正する法律案(内閣提出)

第一五 自治省設置法の一部を改  
正する法律案(内閣提出、衆議  
院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

一、議員派遣の件

一、日程第一 所得に対する租税に  
關する二重課税の回避及び脱税の  
防止のための日本国とアメリカ合  
衆国との間の条約を修正補足する  
議定書の締結について承認を求め  
るの件

一、日程第二 所得に対する租税に  
關する二重課税の回避及び脱税の  
防止のための日本国とパキスタン  
との間の条約を補足する議定書の  
締結について承認を求めの件

一、日程第三 果樹農業振興特別措  
置法案

一、日程第四 予防接種法の一部を  
改正する法律案

一、日程第五 森林火災保険特別會  
計法の一部を改正する法律案

一、日程第六 産業投資特別會計法  
の一部を改正する法律案

一、日程第七 北海道東北開発公庫  
法の一部を改正する法律案

一、日程第八 国立病院特別會計法  
の一部を改正する法律案

一、日程第九 計量法等の一部を改  
正する法律案

一、日程第十 裁判所職員定員法の  
一部を改正する法律案

一、日程第十一 奄美群島復興特別  
措置法の一部を改正する法律案

一、日程第十二 公営企業金融公庫  
法の一部を改正する法律案

一、日程第十三 新市町村建設促進  
法の一部を改正する法律案

一、日程第十四 簡易生命保険法の  
一部を改正する法律案

一、日程第十五 自治省設置法の一  
部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、  
朗読を省略いたします。

一昨二十二日議長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

大蔵委員 湯澤三千男君

文教委員 杉原 荒太君

社会労働委員 鈴木 強君

通信委員 坂本 昭君

予算委員 佐野 廣君

同 櫻井 志郎君

同 大谷 實雄君

同 井川 伊平君

同 小酒井義男君

同 田上 松衛君

同 白井 勇君

同 阿部 竹松君

同 北畠 教真君

同 佐野 廣君

同 井川 伊平君

同 坂本 昭君

同 鈴木 強君

同 湯澤三千男君

同 山本 杉君

同 白井 勇君

同 北畠 教真君

同 阿部 竹松君

同 田畑 金光君

同 大谷 實雄君

同 小酒井義男君

同 杉原 荒太君

同 大蔵委員(同  
会法第四十二  
条第三項の規  
定によるもの)

同 文教委員(同  
社会労働委員  
通信委員  
予算委員)

同 決算委員

同 議院運営委員

同日大蔵委員会において当選した理事  
は左の通りである。

理事 佐野 廣君(佐野廣君の補  
欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議  
案が送付された。よつて議長は即日こ  
れを文教委員会に付託した。

学校教育法の一部を改正する法律案  
(山中吾郎君外九名提出)

同日議長は内閣から予備審査のため送  
付された左の議案を委員会に付託し  
た。

国民年金特別会計法案

大蔵委員会に付託

同日議長は衆議院から予備審査のため  
送付された左の議案を委員会に付託し  
た。

一般国民年金税法(八木一男君外  
十四名提出)

労働者年金税法(八木一男君外十  
四名提出)

国民年金特別会計法案(八木一男君  
外十四名提出)

大蔵委員会に付託

同日議長は衆議院から予備審査のため  
送付された左の報告書が提出され  
た。

消防組織法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出され  
た。

果樹農業振興特別措置法案可決報告書

予防接種法の一部を改正する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

通行税法の一部を改正する法律案有価証券取引税法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

港灣整備緊急措置法案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

通行税法の一部を改正する法律有価証券取引税法の一部を改正する法律

国民金融公庫法の一部を改正する法律

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律

港灣整備緊急措置法案

昨日二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 松永 忠二君

社会労働委員 坂本 昭君

農林水産委員 阿部 竹松君

通信委員 久保 等君

建設委員 鈴木 強君

予算委員 武内 五郎君

同 北島 教真君

同 近藤 鶴代君

同 鍋島 直紹君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 辻 武壽君

同 大谷 贊雄君

決算委員

同 小酒井義男君

同 榎 繁夫君

同 杉原 荒太君

同 徳永 正利君

同 小山邦太郎君

同 武内 五郎君

同 鈴木 強君

同 久保 等君

同 阿部 竹松君

同 坂本 昭君

同 松永 忠二君

同 大谷 贊雄君

同 小山邦太郎君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君

同 阿部 竹松君

同 北村 暢君

同 北島 教真君

同 鍋島 直紹君

同 下村 定君

同 徳永 正利君

同 小酒井義男君

同 藤田藤太郎君

同 中尾 辰義君

同 杉原 荒太君</

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年二月二十八日  
衆議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるとの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるとの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書  
日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、  
千九百五十七年三月二十三日に東京で署名された議定書により補足された千九百五十四年四月十六日にワシントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約をさらに修正補足する議定書を締結することを希望して、  
よつて、このため、それぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条  
第二条(1)(b)を削り、次の規定を置く。  
(b) 「権限のある当局」とは、日本国については大蔵大臣又は

大蔵大臣が権限を与えた代理人をいい、合衆国については財務長官又は財務長官が権限を与えた代理人をいう。

第六条を削り、次の規定を置く。

第二条

第六條  
(1) 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人その他の団体が当該一方の締約国内の源泉から取得する利子に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、百分の十五をこえてはならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、  
(a) 日本銀行及び日本輸出入銀行は、合衆国内の源泉から取得する利子について、合衆国の租税を免除される。  
(b) 合衆国連邦準備銀行及びワシントン輸出入銀行は、日本国内の源泉から取得する利子について、日本国の租税を免除される。

(3) この条において「利子」とは、債券、証券、利付証書、社債その他のすべての種類の債権（不動産によつて担保される債権又は債券を含む）の利子をいう。

第三条  
第八条中「いずれの課税年度についても」の上に、当該所得について、を加える。

第四条  
第十条を削り、次の規定を置く。

第十条  
(1)(a) 政府の職務の遂行として合衆国政府の被用者により提供された役務について、合衆国の市民である個人（永住のた

め日本国に入国することを許可された者を除く。）に対し、合衆国政府が支払い、又は合衆国政府が設立する基金から支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給又は年金は、日本国の租税を免除される。

(b) 政府の職務の遂行として日本国政府の被用者により提供された役務について、日本国の国民である個人（永住のため合衆国に入国することを許可された者を除く。）に対し、日本国政府が支払い、又は日本国政府の支出に係る基金から支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給又は年金は、合衆国の租税を免除される。

(c) この項の規定は、いずれか一方の締約国の政府が利得を得る目的で営む営業又は事業に関して提供された役務につき支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給又は年金については、適用しない。

(2) 他方の締約国の居住者である個人に対し、一方の締約国の政府が支払い、又は(1)(a)若しくは(1)(b)にいうそれぞれの基金から支払われる恩給又は年金（雇用者又は被用者の掛け金によるものである）又はその増加分によるものであるとを問わない。）は、その支払金額のうち当該一方の締約国が報酬として租税を免除した役務に対応する部分の額を限度として、当該一方の締約国の租税を免除される。

第五条  
第十三条(b)を削り、次の規定を置く。

(b) 一方の締約国（その地方公共団体を含む）又は一方の締約国の企業が支払う利子は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。ただし、船舶又は航空機の購入に係る債務に関して支払う利子を除き、  
(i) 一方の締約国の企業で両締約国外に恒久的施設を有するものが他方の締約国の居住者若しくは法人その他の団体に對して支払う利子又は  
(ii) 一方の締約国の企業で他方の締約国内に恒久的施設を有するものが支払う利子であつて、その恒久的施設の営業又は事業の遂行に當つてその使用のために負担した債務又はその受け入れた金融業務に係る預金に關するものは、その恒久的施設が存在する国の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。

第十四条(第二文及び第三文を削り、次の規定を置く。  
ただし、合衆国は、その租税から日本国の租税の額を控除するものとする。このように控除される日本国の租税の額は、この条約に別段の定めがある場合を除き、合衆国の歳入に關する法令に従つて決定される。

第七条  
千九百五十七年三月二十三日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の補足議定書の規定は、この議定書第二条の規定によつて修正され、かつ、補足された千九百五十四年四月十六日の条約第六条の規定が効力を生ずる時に効力を失ふ。

第八条  
(1) この議定書は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかにワシントンで交換されるものとする。  
(2) この議定書は、批准書の交換の日に効力を生じ、その交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得又は利得について適用する。  
(3) この議定書は、前記の千九百五十四年四月十六日の条約が有効である限り効力を有する。

「審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載」  
日本国政府のために  
藤山愛一郎  
アメリカ合衆国政府のために  
ダグラス・マックアーサー二世

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十六年二月二十八日  
衆議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十六年三月二十四日 参議院會議録第十四号

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めめるの件外一件

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求めめるの件

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書

日本国政府及びパキスタン政府は、

千九百五十九年二月十七日に東京で署名された所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を補足する議定書を締結することを希望して、

よつて、このため、それぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条 第七条の次に次の新たな条を加える。

- (1)(a) 一方の締約国(その地方公共団体を含む)若しくはその締約国の法人若しくはその他の団体が発行する債券若しくは社債
(b) 一方の締約国内で預入された預金又は
(c) 一方の締約国内で行なう營業、事業その他の取引に係る貸付金(延払いの方法による貸付金を含む。)

の利子は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ひ、その締約国が課税しうるものとする。

(2) 一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国内の源泉から取得する利子に対して当該他方の締約国が課する租税の税率は、三十パーセントをこえないものとする。ただし、当該利子が当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該居住者又は法人が行なう營業又は事業に關連して生ずる場合は、この限りでない。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、(a) 一方の締約国(その地方公共団体を含む)が発行する債券の利子で、他方の締約国の居住者又は法人に支払われるものは、当該一方の締約国の租税を免除される。

(b) 第六条(7)(a)から(f)までに掲げる種類のいずれかに該当する産業的營業に従事するパキスタンの企業が発行する社債又は前記のパキスタンの企業に対する貸付金(延払いの方法による貸付金を含む)の利子で、日本の居住者又は日本の法人に支払われるものは、パキスタンの租税を免除される。

(c) 日本の企業が発行する社債又は日本の企業に対する貸付金(延払いの方法による貸付金を含む)の利子で、日本の居住者又はパキスタンの法人に支払われるものは、日本の租税を免除される。ただし、当該利子が一方の締約国内にある恒久的施設を通過して他方の締約国の居住者又は法人が行なう營業又は事業に關連して当該一方の締約国内の源泉から生ずる場合は、この限りでない。

(4) 「利子」とは、債券、証券、利付証券、社債その他のすべての種類の債権(不動産によつて担保される債権又は債券を含む)の利子をいう。

第十三条を削り、次の条を置く。

第十三条 一方の締約国に存在する不動産から生ずる他方の締約国の居住者又は法人の所得は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ひ、当該締約国が課税しうるものとする。

「不動産から生ずる所得」とは、不動産から生ずるすべての種類の所得(鉱山、採石場、その他の天然資源の運用に關する使用料を含む)をいう。

第十四条(2)の次に次の新たな項を加える。

(2) 控除の適用上、第七条のA(3)の規定に基づいて免除されたパキスタンの租税の額は、支払われたものとみなす。

第四条 この議定書は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかにカラチで交換されるものとする。

(1) この議定書は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、パキスタンにおいては、批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各「前年度」(パキスタンの税法によつて定義されるもの)をいう。

(b) 日本国においては、批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度において、発行された債券若しくは社債、預入された預金若しくは貸し付けられた貸付金又は発生したその他のすべての種類の債権のこの議定書により補足された第七条のAにいう利子及び不動産から生じたこの議定書により補足された第十三条にいう所得について適用する。

(3) この議定書は、千九百五十九年二月十七日の前記の条約が有効である限り、効力を有する。以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な委任を受け、この議定書に署名した。

千九百六十年六月二十八日に東京で、英語により本書一通を作成した。

日本国のために 藤山愛一郎

パキスタンのために モハメッド・アリー

「木内四郎君登壇、拍手」

○木内四郎君 たいだいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日米間の議定書について御報告いたします。

現行の日米租税条約は、昭和三十一年に補足され、両国の輸出入銀行の受取利子を相互に免税することといたしました。が、今回の修正補足議定書は、

さらに日本銀行及び米國連邦準備銀行の受取利子を相互に免税することとし、また、企業の利子の発生源泉の規定が不十分であるため二重課税を生ずるおそれもありましたので、利子の発生源泉を明確に規定し、その他若干の修正を現行条約に加えたものでありまして、昨年五月七日に東京で署名されたのであります。

次に、パキスタンとの議定書は、昭和三十四年わが国とパキスタンとの間に租税条約が締結されました際、パキスタン側は、同国の産業政策を全面的に検討中でありましたため、利子に關する条項は後日あらためて交渉することとなつておりましたところ、一昨年末以来の交渉の結果、昨年六月二十八日に、東京で利子に關するこの補足議定書が署名されたのであります。

この議定書は、利子一般について三〇%以下の軽減税率を適用することとし、また、重要産業に従事するパキスタンの企業及びすべての日本の企業に対する貸付金の利子その他一定の利子は相互に免税することとし、このようにしてパキスタンで免除された租税は、日本で外国税額控除の際にパキスタンで支払ったものとみなして控除する旨規定しております。

両件に対する質疑の詳細は、會議録によつて御承知願ひたいと存じます。

委員会は、昨二十三日夜議を終え、討論採決の結果、両件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野壽平君) 別に御発言もありません。

ければ、これより両件の採決をいたし  
ます。

両件全部を問題に供します。両件を  
承認することに賛成の諸君の起立を求  
めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め  
ます。よって両件は全会一致をもって  
承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、果樹  
農業振興特別措置法案(内閣提出、衆  
議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農  
林水産委員長藤野繁雄君

〔審査報告書は都合により第十七  
号末尾に掲載〕

果樹農業振興特別措置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付  
する。

昭和三十六年三月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

果樹農業振興特別措置法案

果樹農業振興特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、果実の需要の  
動向に即応してその生産の安定と  
拡大を図るため、合理的な果樹園  
経営の基礎を確立するための措置  
並びにこれにあわせて果実の流通  
及び加工の合理化に資するための  
措置を定めることにより、果樹農

業の健全な発展に寄与することを  
目的とする。

(果樹の植栽等)についての長期見  
通し等)

第二条 農林大臣は、政令で定める  
ところにより、果実の需要及び生  
産の長期の見通しに即して、主要  
な果樹の種類ごとに、植栽及びそ  
の果実の生産についての長期見通  
しをたて、これを公表しなければ  
ならない。

2 国及び都道府県は、前項の規定  
により公表された長期見通しに即  
応し、かつ、必要に応じ地域ごと  
の特性を考慮して、果樹農業の健  
全な発展を図るため必要な施策を  
講ずるよう努めるものとする。

(果樹園経営計画)

第三条 次の各号の一に該当する者  
は、農林省令で定める手続によ  
り、果樹園経営計画を作成し、こ  
れを都道府県知事に提出して、そ  
の果樹園経営計画が適当であるか  
どうかにつき認定を求めることが  
できる。

一 果樹(政令で定める果樹に限  
る。以下同じ。)の集団的な栽培  
に供される土地(以下「樹園地」  
という。)につき果樹を栽培して  
いるか、又は栽培しようとする  
農業者(以下「果樹農業者」とい  
う。)(二以上が共同してその樹  
園地における果樹の栽培を計画  
的かつ効率的に行なおうとする  
場合における当該果樹農業者

二 前号に掲げる果樹農業者が構  
成員となつて法人

2 前項の果樹園経営計画には、次  
に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の現状

二 樹園地の所在及び面積

三 次に掲げる施設等についての  
現状及び効率的な果樹園経営を  
推進するためこれらの施設等につ  
いてとるべき措置に関する計  
画

イ 樹園地

ロ 植栽に係る果樹

ハ 病害虫の防除施設その他果  
樹の管理のために必要な施設

ニ 選果施設その他果実の収  
穫、集荷、貯蔵又は販売のた  
めに必要な施設

四 果実の生産及び販売の数量に  
関する計画

五 第三号の措置に関する計画を  
達成するために必要な資金の額  
及び調達方法

六 前号の資金のうち農林漁業金  
庫(以下「公庫」という。)か  
ら借入れを必要とするものがある  
場合にはその資金の額並びに  
その使用計画及び償還計画

七 その他農林省令で定める事項

3 第一項の認定の請求は、昭和四  
十一年三月三十一日までにするも  
のとす。

(都道府県知事の認定)

第四条 都道府県知事は、前条第一  
項の認定を受けた旨の請求があ  
つた場合において、その果樹園經  
営計画に係る事項が次の各号の要  
件のすべてをみたすときは、当該  
計画が適当である旨の認定をする  
ものとする。

一 当該計画に係る樹園地の面  
積、その集団する度合い及び立  
地条件が農林省令で定める基準  
に適合することとなること。

二 前条第二項第三号の措置に関  
する計画が合理的な果樹園経営  
の基礎の確立を図るために必要  
かつ適当なものであること。

三 前条第二項第四号の計画が果  
実の需給事情に照らし適当と認  
められるものであること。

四 当該計画に係る事項の達成さ  
れる見込みが確実であること。

五 当該計画に前条第二項第六号  
の額及び計画が記載されている  
ものについては、当該計画に記  
載されたところによつて公庫か  
ら資金の貸付けを受けることが  
必要であつて、他に適当な方法  
がないこと。

第五号 公庫は、果樹園経営計画  
(第三号第二項第六号の額及び計  
画が記載されていないものを除  
く)につき前条の認定を受けた者  
に対し、その申請に基づきこの法  
律及び農林漁業金融公庫法(昭和  
二十七年法律第三百五十五号)の  
定めるところにより、当該認定に  
係る果樹園経営計画に記載された  
第三号第二項第六号の資金の貸付  
けを行なうものとする。

2 公庫が前項に規定する者に対し  
同項の資金のうち果樹の植栽に要  
する資金の貸付けを行なう場合に  
おける貸付金の利率は、年七分以  
内において公庫が定めるものとす  
る。

3 公庫は、第一項の資金の貸付け

を行なう場合には、貸付けの申込  
みをした者につき、前条の認定に  
係る果樹園経営計画を参照して、  
貸付金額及び償還期間その他の貸  
付条件を定めなければならない。  
(果実等の生産等の状況に関する  
情報の提供)

第六条 国及び都道府県は、果樹農  
業の健全な発展並びに果実の流通  
及び加工の合理化に資するため、  
果実及び果実製品(果実を加工し  
又はこれを原料として製造した製  
品をいう。以下同じ。)の生産、集  
荷、貯蔵、販売等の状況を調査  
し、これらに関し必要な情報を提  
供するよう努めるものとする。

(その他の援助措置)

第七条 国及び都道府県は、前条に  
規定する措置のほか、果樹園経営  
計画の作成及びその達成のために  
必要な助言及び指導、優良苗木の  
供給の円滑化のための援助その他  
果樹農業の振興のために必要な援  
助を行なうよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第八条 農林大臣又は都道府県知事  
は、この法律を施行するため必要  
があるときは、果実又は果実製品  
の生産、集荷、貯蔵又は販売の事  
業を行なう者又はこれらの者の組  
織する法人から、これらの事業に  
係る業務に関して、必要な報告を  
徴することができる。

(果樹農業振興審議会)

第九条 農林省に果樹農業振興審議  
会(以下「審議会」という。)を置く。



〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

予防接種法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月十四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十号を第十一号とし、第六号から九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 急性灰白髄炎

第十四条 急性灰白髄炎の予防接種は、次に掲げる定期において、行なう。

一 生後六月から生後二十一月に至る期間

二 前号の定期の予防接種後十二月から十八月に至る期間

第十六条第一項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第二十三条中「この法律の定めるところにより、」を「第五条の規定による」に「徴収しなければならぬ」

を「徴収することができる」に改め同条ただし書中「及び第六条の規定による予防接種を行なうとき」を削る。

第二十四条第一項中「その額の二分の一」を「第五条の規定による予防接種についてはその額の三分の一、第六条の規定による予防接種についてはその額の二分の一」に改める。附則中第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 急性灰白髄炎以外の疾病の定期の予防接種については、第二十一条、第二十二條及び第二十四条第一項(国庫の負担に關する部分に限る。)の規定は、當分の間、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際生後六月から生後二十一月までの間にある者については、この法律による改正後の第十四条第一号の定期は、同号の規定にかかわらず、この法律の施行の日から昭和三十七年三月三十一日までの期間とする。

3 この法律の施行の際生後二十一月から生後三十六月までの間にある者については、急性灰白髄炎の予防接種の定期は、この法律による改正後の第十四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から昭和三十七年三月三十一日までの期間とする。

4 前二項に規定する者であつて、生後六月に達した後この法律の施行前に、第十五条の規定に基づく厚生省令で定める実施方法に適合する急性灰白髄炎の予防接種を受けたことがあるものは、第二項に規定する者にあつてはこの法律による改正後の第十四条第一号の予防接種を、前項に規定する者にあつては同項の予防接種を受けたものとみなす。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 たいま議題となりました予防接種法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

急性灰白髄炎すなわち小兒麻痺の罹患者は、近年大幅に増加し、特に昨年の流行期に際しては、一部地域において著しい蔓延を見たのであります。本法律案は、急性灰白髄炎を予防接種を行なうべき疾病に加え、予防措置の万全を期せんとするものであります。

本法律案の内容は、第一に、急性灰白髄炎を定期及び臨時の予防接種を行なうべきものに加え、定期の予防接種を行なうべき期間を定めたことであり、第二に、市町村長が定期の予防接種を実施したときは、実費を徴収しなければならぬものとされておりましたのを改め、実費を徴収することができなくなるものとし、その他必要な条文の整理を行なうこととしたものであります。

小兒麻痺ワクチンの問題については、本委員会においしば論ぜられたところであり、本案の審議に際しても、各委員と厚生大臣、政府委員との間に熱心なる質疑が行なわれたのであります。そのおもなるものを申し上げますと、「経口的で値段の安い生ワクチンの製造については、思想問題を超越し、先進国に専門家を派遣して早期に結論を出すべきではないか」との質問に対し、「四月中旬には生ワクチンに対する国立予防衛生研究所の毒力検査も終わるので、学者の欧州派遣等、その具体案についても至急研究して実現方を考えたい」との答弁がありました。

次に、「値段の高いソーク・ワクチンの予防接種に対する費用負担を軽減すべきではないか」との質問に対し、「国内生産と輸入量とによるブール計算によつて値下げを検討している」との答弁がありました。その他環境衛生と小兒麻痺の発病関係について、保菌者と感染経路の問題等についても熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。なお、本案に対し高野委員より附帯決議を付することの動議が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもつて可決せられました。

その決議を朗読いたします。予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は本改正法の実施に当たり、次の対策を強力に進めることを要する。一、脊髄性小兒マヒの予防に使用する生ワクチンを含む各種ワクチン類については、更に応用上の研究と検定に十分合格し且つ低廉なる価格となるような製品の生産研究

に対し、政府は十分の指導と監督をなすべきである。二、ポリオビールの感染経路の探求のために、政府は政府の機関において研究を進めると共に、その他の官公私立機関におけるその研究を助成する対策を講ずべきである。以上報告をいたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君)

別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 給員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案

日程第六、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

日程第七、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

日程第八、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議なしと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長大竹平八郎君。

昭和三十六年三月二十四日 参議院會議録第十四号 森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案外三件

森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十六年三月十七日  
衆議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長 松野鶴平殿

森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案

森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案  
森林火災保険特別会計法(昭和十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改正する。  
森林火災保険特別会計法  
第一条中「森林火災保険事業」を「森林火災保険事業」に改める。  
第八条を次のように改める。  
第八条 内閣は毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ  
第十条中「勅令」を「政令」に改める。

附則  
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。  
1 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「農業共済再保険特別会計」の下に「森林火災保険特別会計」を加える。

「審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載」  
産業投資特別会計法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十六年二月二十八日  
衆議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長 松野鶴平殿  
産業投資特別会計法の一部を改正する法律案  
産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
附則中第十五項以下を二項ずつ繰り下げ、第十四項の次に次の一項を加える。  
15 政府は、昭和三十五年度において、一般会計から、三百五十億円を限り、この会計の資金に繰り入れることができる。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。  
「審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載」  
北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十六年三月十四日  
衆議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長 松野鶴平殿

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案  
北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第八条中「総裁一人」の下に「副総裁一人」を加える。  
第九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「公庫を代表し」を削り、「総裁を」と「総裁及び副総裁」に、「総裁」を「総裁及び副総裁」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 副総裁は、公庫を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。  
第十条第二項中「理事」を「副総裁及び理事」に改める。  
第十四条中「理事」を「副総裁」に改める。  
第十五条中「公庫の職員」を「理事又は公庫の職員」に、「公庫の業務の一部を」を「従たる事務所の業務」に改める。  
附則  
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

「審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載」  
国立病院特別会計法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十六年三月十七日  
衆議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長 松野鶴平殿  
国立病院特別会計法の一部を改正する法律案  
国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項中「国立病院」の下に「及び国立がんセンター」を加え、同条第二項を次のように改める。  
2 この法律において「国立病院」又は「国立がんセンター」とは、それぞれ厚生省の附属機関として置かれる国立病院又は国立がんセンターをいう。  
第三条中「資産の金額」の下に「及び国立病院特別会計法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)附則第三項の規定により一般会計からこの会計に帰属した資産の金額の合計額」を加える。  
第四条中「診療及び病院収入、検査料、手数料及び使用料収入、義し等の充て代金」を「病院収入」、「業務費、診療及び病院費」を「国立病院及び国立がんセンターの経費」に改め、「義し等の製作費」を削る。  
第十四条及び第十五条を次のように改める。  
(利益及び損失の処理)  
第十四条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益の繰越しとして整理するものとする。この場合において、次項の規定により繰り越した損失があるときは、その損失を当該利益の額をもつてりめ、その利益の額が繰り越した損失の額を超過するときは、その超過額を利益の繰越しとして整理するものとする。  
2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、前項の規定により繰り越した利益を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が繰り越した利益の額を超過するときはその超過額を、繰り越した利益がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。  
(剰余金の積立て等)  
第十五条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならぬ。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れらるものとする。  
2 この会計の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を

改め、「義し等の製作費」を削る。  
第十四条及び第十五条を次のように改める。  
(利益及び損失の処理)  
第十四条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益の繰越しとして整理するものとする。この場合において、次項の規定により繰り越した損失があるときは、その損失を当該利益の額をもつてりめ、その利益の額が繰り越した損失の額を超過するときは、その超過額を利益の繰越しとして整理するものとする。  
2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、前項の規定により繰り越した利益を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が繰り越した利益の額を超過するときはその超過額を、繰り越した利益がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。  
(剰余金の積立て等)  
第十五条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならぬ。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れらるものとする。  
2 この会計の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を

改め、「義し等の製作費」を削る。  
第十四条及び第十五条を次のように改める。  
(利益及び損失の処理)  
第十四条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益の繰越しとして整理するものとする。この場合において、次項の規定により繰り越した損失があるときは、その損失を当該利益の額をもつてりめ、その利益の額が繰り越した損失の額を超過するときは、その超過額を利益の繰越しとして整理するものとする。  
2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、前項の規定により繰り越した利益を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が繰り越した利益の額を超過するときはその超過額を、繰り越した利益がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。  
(剰余金の積立て等)  
第十五条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならぬ。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れらるものとする。  
2 この会計の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を

改め、「義し等の製作費」を削る。  
第十四条及び第十五条を次のように改める。  
(利益及び損失の処理)  
第十四条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益の繰越しとして整理するものとする。この場合において、次項の規定により繰り越した損失があるときは、その損失を当該利益の額をもつてりめ、その利益の額が繰り越した損失の額を超過するときは、その超過額を利益の繰越しとして整理するものとする。  
2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、前項の規定により繰り越した利益を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が繰り越した利益の額を超過するときはその超過額を、繰り越した利益がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。  
(剰余金の積立て等)  
第十五条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならぬ。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れらるものとする。  
2 この会計の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を

改め、「義し等の製作費」を削る。  
第十四条及び第十五条を次のように改める。  
(利益及び損失の処理)  
第十四条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益の繰越しとして整理するものとする。この場合において、次項の規定により繰り越した損失があるときは、その損失を当該利益の額をもつてりめ、その利益の額が繰り越した損失の額を超過するときは、その超過額を利益の繰越しとして整理するものとする。  
2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、前項の規定により繰り越した利益を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が繰り越した利益の額を超過するときはその超過額を、繰り越した利益がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。  
(剰余金の積立て等)  
第十五条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならぬ。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れらるものとする。  
2 この会計の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を

改め、「義し等の製作費」を削る。  
第十四条及び第十五条を次のように改める。  
(利益及び損失の処理)  
第十四条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益の繰越しとして整理するものとする。この場合において、次項の規定により繰り越した損失があるときは、その損失を当該利益の額をもつてりめ、その利益の額が繰り越した損失の額を超過するときは、その超過額を利益の繰越しとして整理するものとする。  
2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、前項の規定により繰り越した利益を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が繰り越した利益の額を超過するときはその超過額を、繰り越した利益がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。  
(剰余金の積立て等)  
第十五条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならぬ。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れらるものとする。  
2 この会計の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を



限り、この会計の歳入に繰り入れ  
ることができ。  
第十五条の次に次の一条を加え  
る。  
(積立金の運用)  
第十五条の二 この会計の積立金  
は、資金運用部に預託して、運用  
することができる。  
第十七条第三項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 改正後の国立病院特別会計法  
(以下「新法」という。)の規定は、昭  
和三十六年度の予算から適用し、  
昭和三十五年以前年度の予算  
については、なお従前の例によ  
る。

3 一般会計所屬の資産で国立がん  
センター経営のため必要なもの  
は、政令で定めるところにより、  
この会計に帰属するものとする。  
4 改正前の国立病院特別会計法  
(以下「旧法」という。)第十四条第  
一項の規定により積み立てられた  
積立金の昭和三十六年四月一日現  
在における残高に相当する金額は、  
新法第十四条の規定による利益の  
繰越しとみなし、同日におけるこ  
の会計の持越現金の額(旧法第十  
七条第三項の規定により歳入に繰  
り入れる金額を除く。)は、新法第  
十五条の規定による積立金とみな  
す。

○大竹平八郎君登壇、拍手  
「大竹平八郎君登壇、拍手」  
ました四法律案につきまして、大蔵委

員会における審議の経過並びにその結  
果を御報告申し上げます。  
まず、森林火災保険特別会計法の一  
部を改正する法律案について申し上げ  
ます。

本案は、さきに成立いたしました森  
林火災国営保険法の一部改正法の実施  
に伴い、森林火災保険特別会計におき  
ましても、気象災害をも含めた森林保  
険事業にかかる経理を行なう必要があ  
るので、この特別会計法について所要  
の改正を行なうとともに、題名を森林  
火災保険特別会計に改めようとするもの  
であります。

委員会の審議におきましては、この  
特別会計の最近における経理内容がど  
うなっているか、保険加入率ほどの程  
度か、気象災害発生の条件は地域的に  
異なるが、この点、保険料率にどのよ  
うな考慮を加えるのか等の諸点につ  
きまして質疑が行なわれましたが、その  
詳細は会議録によつて御承知願いた  
いと存じます。  
質疑を終了し、討論、採決の結果、  
全会一致をもって原案通り可決すべ  
きものと決定いたしました。

次に、産業投資特別会計法の一部を  
改正する法律案について申し上げます。  
本案は、産業投資特別会計の財源が  
弾力性に乏しく、将来経済情勢に応じ  
た適時適切な投資を行なうのにその不  
足が見込まれるので、昭和三十五年  
度において、一般会計から三百五十億  
円をこの会計の資金に繰り入れること  
ができることとしてしようとするもので  
あります。

委員会の審議におきましては、補正  
予算による資金への繰入金金の財政上  
の問題、財政投融資のあり方、ガリオ  
ア、エロアに関する債務返済と本特別  
会計との関係等について質疑が行な  
われたのでありますが、詳細は会議録に  
よつて御承知願いたいと存じます。  
かくて質疑を終了し、討論に入り、  
荒木委員より、「第二次補正予算によ  
る資金の繰り入れは、財政法違反の疑  
いがあり、また、大蔵大臣が第二次補  
正予算は組まない」と明言しておきなが  
ら第二次補正をするには、政治責任  
上なすべきことではない。この二点よ  
り本案に反対する」との意見が述べら  
れ、次に天田委員より、「財政法上  
の疑点は何ら解明されておらず、ま  
た、この資金は中小企業の要望を満  
たすものでないから反対する」との意見  
が述べられ、さらに須藤委員より、  
「この資金の使途は必要避け、からざ  
る経費とは思われず、いわゆる隠し財  
源のものである。また、昭和三十六  
年度予算の原案に組み入れていながら  
第二次補正予算に組みかえたのは行政  
上の不手ざわであり、昨年の人事院勸  
告を完全実施しないための手段であ  
る。そうして、政府はこのような方法  
を合法化、制度化しようとするもので  
あるから反対する」との意見が述べら  
れ、採決の結果、多数をもって原案通  
り可決すべきものと決定いたしました。

次に、北海道東北開発公庫法の一部  
を改正する法律案について申し上げます。  
北海道東北開発公庫は、発足以来、

北海道、東北地方の産業開発と振興の  
ために資金の供給を行なつてきてお  
るのでありますが、最近その業務量が  
増大し、その円滑なる業務の遂行に資  
するため、本案は、副総裁一名を置き、  
これに伴い、役員職務権限、任命及  
び代表権に関する規定の整備をいた  
そうとするものであります。また、公庫  
業務の代理人選任に関する規定の整備  
もあわせて行なおうというのであり  
ます。

本案審議にあたり、北海道及び東北  
地方の開発計画と関連して、公庫の業  
務内容及び役員増員の理由等について  
質疑がなされたのでありますが、その  
詳細は会議録により御承知願いたい  
と存じます。  
かくて質疑を終了し、討論に入り、  
天田委員より、「本案審議にあたり、  
政府の答弁は粗雑であり、また、十分  
なる資料の整備もなされてないこと  
は遺憾である。北海道、東北の開発を  
はかり、住民の幸福が増進されること  
を祈るものである」との賛成意見が述  
べられ、採決の結果、多数をもって原  
案通り可決すべきものと決定いたしま  
した。

最後に、国立病院特別会計法の一部  
を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、昭和三十六年度において、  
旧海軍軍医学校跡に設置することに  
おきます国立がんセンターにかかる経  
理を国立病院特別会計で行なうこと  
とし、これに伴い歳入歳出事項を改め、  
国立がんセンター経営のため、この特  
別会計に引き継がれる一般会計所屬の  
資産の価額を基金に加えることとする

ほか、決算上の剰余金の処理等に關す  
る規定の整備をはかりようとするもの  
であります。

委員会の審議におきましては、国立  
がんセンターと、既存の大学及び民間  
研究機関等とはどのように提携してい  
くのか、今後ガン研究について文部、  
厚生両省の予算の一元化をはかつて  
い必要があるのではないか、その他ガ  
ン死亡率の増加の理由等について質疑  
がなされましたが、詳細は会議録に  
よつて御承知願います。

質疑を終わり、討論、採決の結果、  
全会一致をもって原案通り可決すべ  
きものと決定いたしました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな  
ければ、これより四案の採決をいたし  
ます。

まず、森林火災保険特別会計法の一  
部を改正する法律案及び国立病院特別  
会計法の一部を改正する法律案全部を  
問題に供します。両案に賛成の諸君の  
起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め  
ます。よつて両案は全会一致をもって  
可決せられました。

次に、産業投資  
特別会計法の一部を改正する法律案全  
部を問題に供します。本案に賛成の諸  
君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま  
す。よつて本案は可決せられました。

次に、北海道東

昭和三十六年三月二十四日 参議院會議録第十四号 計量法等の一部を改正する法律案

北開発公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第九、計量法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。商工委員長柳木亨弘君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

計量法等の一部を改正する法律案 右 閣会に提出する。 昭和三十六年二月九日 内閣総理大臣 池田 勇人

計量法等の一部を改正する法律案 計量法等の一部を改正する法律案 第一条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び温度」を、「温度及び光度」に改め、同条第一号を次のように改める。 一 長さの計量単位は、メートルとする。

とし、国際度量衡総会の採決に従い政令で定める方法により現示する。 第三条第四号を次のように改める。 四 温度の計量単位は、ケルビン度とする。

ケルビン度は、水と氷と水蒸気との平衡温度を二七三・一六ケルビン度とする熱力学的絶対温度目盛によるものとすし、政令で定める温度目盛で現示する。 第三条に次の一号を加える。

五 光度の計量単位は、カンデラとする。 カンデラは、白金の凝固点にある黒体の一平方メートルの平らな表面の垂直方向の光度の六〇〇、〇〇〇分の一の光度とする。

前項に規定する白金の凝固点にある黒体と色の異なる光温の光度は、国際度量衡総会の採決に従い政令で定める。 カンデラは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。 第四条第一項中「前条第一号のメートル原器」を「前条第二号のキログラム原器」に、「メートル副原器」を「キログラム副原器」に改め、同条第二項を削る。

第五条各号列記以外の部分中「光度を削り、同条第八号を次のように改める。 八 工率の計量単位は、ワット及びキログラムメートル毎秒とする。

ワットは、一秒につき一ジュールの工率をいう。 キログラムメートル毎秒は、一秒につき一キログラムメートルの工率をいう。 第五条第十五号を次のように改める。

十五 削除 第五条第十九号中「〇度」を「二七三・一五ケルビン度」に改める。 第六条第四号を次のように改める。 四 第三条第四号のケルビン度の補助計量単位は、度とする。

度は、ケルビン度を表わす数値から二七三・一五を減じた数値で表わされる目盛による。 第十二条中「メートル原器、キログラム原器、メートル副原器及びキログラム副原器、第五号第五号及び第十九号」を「キログラム原器及びキログラム副原器、第三号第五号及び第五号第十九号」に改める。

第七十八号を次のように改める。 (用途の制限) 第七十八条 特定の物の計量に使用しない正確に計量することができな計量器であつて政令で定めるものは、政令で定める物の計量に使用する場合でなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用してはならない。 第七十九号を削り、第八十号中「取引上又は証明上の計量」を「取引上又は証明上における法定計量単位による計量」に改め、同条を第七十九条とし、第八十一条中「又は検位

衡」を削り、同条を第八十条とし、同条の次に次の一条を加える。 (使用方法の制限) 第八十一条 前二条に定めるもののほか、特定の使用方法に従つて使用しないと正確に計量することができない計量器であつて政令で定めるものは、政令で定める使用の方法に従つて使用する場合でなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用してはならない。 第八十二条を次のように改める。 (使用範囲の制限) 第八十二条 一定の範囲内における計量に使用しないと正確に計量することができない計量器であつて政令で定めるものは、政令で定める範囲内における計量に使用する場合でなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用してはならない。 第八十三条に見出しとして「(ますの使用制限)」を附し、同条第一項中「穀類」の下に「(米、麦及び通商産業省令で定める雑穀をいう。以下同じ。)」を加える。

第九十条第二項中「前条第一項第二号」を「第八十九号第一項第二号」に改める。 第二百六条中「第七十六号第一項の下に」、「第七十八号、第八十一条、第八十二条」を加える。

第二百二十二条第二項中「第百五十条第一項の検査」の下に「又は第百五十一条の第二項の登録」を加える。 第二条 計量法施行法(昭和二十六

年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。 第七号第三号中「〇度」を「二七三・一五ケルビン度」に改める。 第九号第三項中「昭和三十六年十二月三十一日までは」を「内燃機関に関する計量その他の政令で定める計量については、当分の間は」に改める。

附則 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令に定める日から施行する。ただし、計量法施行法第九号第三項の改正規定は、昭和三十一年一月一日から施行する。 2 ケルビン度については、当分の間は、「絶対温度」の呼称を用いることができる。 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 4 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。 第三条第三号中「メートル原器」を削る。

〔柳木亨弘君登壇、拍手〕 ○柳木亨弘君 たいだいま議題となりました計量法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この改正案は、現行計量法に、基本単位、誘導単位、補助計量単位としてそれぞれ規定されている計量単位の一部を変更すること、指定の計量器を使用するに際しては一定の制限を設け

ることを内容としたものであります。まず、計量単位の変更について申し上げます。

その第一は、基本単位で、長さの単位であるメートルの定義を、現行法のメートル原器による定義から、光の波長を基準とした定義に変更したのであります。なお、この定義変更によりまして、通産大臣のメートル原器の保管義務規定を削除することに改正しております。

第二は、温度の計量単位であります。現行法では「度」を基本単位とし、絶対温度を補助計量単位にしています。これを逆にして絶対温度に相当するケルビン度を基本単位とするにも、ケルビン度の定義を、水と氷と水蒸気が共存する状態の温度、すなわち、水の三重点を定点として用いる定義に変更しているのであります。

第三は、光度の単位を誘導単位から基本単位に変更しております。

以上の三つの計量単位の変更は、国際度量衡総会の決議及び日本学術会議の意見に基づいたものであります。

第四は、工率については現在ワットだけありますが、これにキログラムメートル毎秒という重力単位を追加し、さらに計量法施行法で本年末をもって使用できなくなっている馬力という単位を、内燃機関に関する計量等についてのみ明年以降当分の間使用できるように改正しているのであります。

次に、計量器の使用制限について、現行法で主として「はかり」と「ます」について、その用途、使用方法、使用範囲が規制されておりますが、最近いろいろな種類の計量器が使用されて参りましたので、計量の安全と正確

を期するために、特定の用途、使用方法、使用範囲を限定しなければならぬ計量器、たとえば現行法による「はかり」、「ます」のほか、オイル量器、コンベアースケール等を政令で定め、これに一定の制限を加えることとしてるのであります。

委員会におきましては、今度の計量単位に関する改正は、実用面でのどのような影響があるのか。また、影響がないとすれば、なぜ改正するのか。馬力の存続を当分の間認められた理由及びその根拠等について、熱心な論議がかわされたのであります。その他、政令案の内容や計量産業の実情について、政府当局との間に質疑が行なわれました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定しました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法

務委員長松村秀逸君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平君

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一五二人」を「一、一八〇人」に改める。

第二条中「二万四千十三人」を「二万三千三十七人(うち千四十二人は、檢察審査会に勤務する職員とする。)」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「通じて五百四十人の」を削る。

〔松村秀逸君登壇、拍手〕

○松村秀逸君 たいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、法務委員会にお

る審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の趣旨は、第一に、第一審の充実強化をはかる方策の一環として、さしあたり判事の員数を二十八人増加すること、第二に、裁判官以外の裁判所職員の定数を二百九十四人増加して、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の充実及び定員外職員の定員への組み入れをはかること、第三に、従来裁判所職員定員法第二条の裁判官以外の裁判所の職員の員数に含まれていた檢察審査会に勤務する職員の員数を新たに同条の中において明らかにすることとし、これに伴い檢察審査会法について所要の改正を行なうこと、以上であります。

委員会の審議においては、各委員から熱心な質疑がなされましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十一、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案、

日程第十二、公営企業金融公庫法の

一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

日程第十三、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長増原恵吉君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年二月二十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平君

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第五項及び第十条の三第二項中「一億八千万円」を「二億六千万円」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年二月二十八日

参議院議長 清瀬 一郎

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のよりに改正する。

第五條中「十八億円」を「二十一億円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年二月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のよりに改正する。

第一條中「図り、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進する」を「図る」に改める。

第十一條の見出し中「調整」を「調整等」に、同條中「調整を」を「調整その他その実施を」に、「新市町村及び関係都道府県」を「都道府県」に改める。

第十八條第一項及び第二十二條第一項中「及び未合併町村の町村合併の推進」を削る。

附則第二項本文中「その他の規定は、この法律の施行(前項本文の規定による)施行をいう。以下同じ。」の日から起算して五箇年を経過した時にその効力を失う」を「第十二條第一項及び第五章の規定(第二十九條第八項の規定を除く。以下同じ)は、この法律の施行(前項本文の規定による)施行をいう。以下同じ。」の日から起算して五箇年を経過した時に、その他の規定は、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時にその効力を失う」に改め、同項ただし書を次のよりに改める。

ただし、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時までに第二十八條第五項の規定(第二十九條第七項の規定(同條第八項の規定により準用される同條第七項の規定を含む))により準用され、又は第二十九條の二第二項の規定により適用される第二十八條第五項の規定を含む。以下この項において同じ。の適用を受けた市町村については、第二十八條第五項の規定は、この法律の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとし、この法

律の施行の日から起算して五箇年を経過した時までに第二十七條第十二項の規定又は第二十八條第四項の規定(第二十九條第七項の規定(同條第八項の規定により準用される同條第七項の規定を含む))若しくは第三十條第二項の規定により準用され、又は第二十九條の二第二項の規定により適用される第二十八條第四項の規定を含む。以下この項において同じ。の適用を受けた市町村の区域の変動、町村合併又は境界の変更については、第二十七條第十二項又は第二十八條第四項(町村合併促進法第二十二條の二の規定に係る部分を除く。)の規定は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、また、第二十八條第四項の規定中町村合併促進法第二十二條の二の規定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとし、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時までに第二十五條第一項の規定により国有林野の売却を受けた新市町村及び同條第八項の規定の適用を受けた新市町村については、同條第三項から第六項までの規定は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、第二十八條第一項、第二十九條第一項又は第二十九條の二第二項の勧告を受けた市町村が、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時以後において、当該勧告を受けた町村合併に関する計画に基づいて行なう町村合併については、第二十八條第四項(町村合併

促進法第二十二條の二の規定に係る部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時以後も、なおその効力を有するものとし、また、第二十八條第四項の規定中町村合併促進法第二十二條の二の規定に係る部分及び第二十八條第五項の規定は、この法律の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十六年六月二十九日から施行する。

2 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のよりに改正する。

第二十二條の二中「国の行う」を「町村合併後十箇年以内に生じた災害その他の事由に対する国の」に改める。

附則第二項ただし書を次のよりに改める。

ただし、その時までに行なわれた町村合併については、第二十二條の二の規定は、新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとし、その他の規定は、本文の規定によりこの法律が効力を失う時以後も、なおその効力を有するものとする。

附則第三項中(昭和三十一年法律第六十四号)を削る。

〔増原恵吉君登壇、拍手〕  
○増原恵吉君 ただいま議題となりました三法案について、委員会における

審査の経過と結果について御報告いたします。  
まず、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、奄美群島の産業振興の促進に資するため、現行法の一部を改正して、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金として、国の出資額一億八千万円を二億六千万円に増額するとともに、これに伴って奄美群島復興信用基金の資本金の額を改めようとするものであります。

次に、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案であります。本法案は、公営企業金融公庫の業務運営の基礎を一そう充実するため、今回、産業投資特別会計から三億円を出資して、現在の資本金十八億円を二十一億円に改めようとするものであります。

次に、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、昭和二十八年以来進められて参りました町村合併が、ほぼその目標を達成した現在、過去七年有るにわたる町村合併の推進に終止符を打ち、今後は、新市町村の一体性の確立、住民福祉の増進、地域の発展等、もつぱら新市町村の建設に主力を注ぐために、現行法の一部を改正したいというものであります。

改正内容の要点は、一、現行法の有効期間を五年延長して、引き続き新市町村建設計画の実施の促進をはかるものとするが、二、町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の町村合併の推進に関しては、本年六月末をもってこれらに関する措置を打ち切ることと

して、関係規定の有効期間を延長しないこととし、三、これまで町村合併に關する都道府県知事または自治大臣の勸告を受けた市町村で、いまだ町村合併をしていないものが、本年六月末日以降に右勸告に基づく町村合併を行なつた場合には、これを新市町村とみなして、新市町村建設促進法の適用を受けることができるようにし、四、新市町村が災害等に際し、国の財政上の援助に關し合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、国は町村合併が行なわれなかつたものとして措置しなければならぬものとする特例措置は、他の特例措置の取り扱いに準じて、新市町村建設促進法の有効期間中に限るものとする等でありま

もつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。  
まず、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案及び公営企業金融公庫の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十四、簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。  
通信委員長鈴木一君。  
〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
右  
国會に提出する。  
昭和三十六年三月九日  
内閣総理大臣 池田 勇人

簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
第十七条第一項中「二十五万円」を「三十万円、同年四月一日以後は五十万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「一百万円」に改める。  
第十八条第一号中「昭和二十九年」を「昭和三十一年」に、「第九回生命表」を「第十回生命表」に改め、「(保険期間を四十年とする養老保険については、生命表の男子死亡率にその百分の三十を加え、これに千分の二を加えて作成した死亡生残表)」を削る。

附則  
1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。  
2 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約については、なお従前の例による。  
〔鈴木一君登壇、拍手〕  
○鈴木一君 たいだいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果について報告いたします。

本法律案は、保険金最高制限額を引き上げるほか、二、三の点を改正し、保険加入者の利益をはからうとするものであります。改正の要点を申し上げますと、第一点は、保険金最高制限額を昭和三十七年三月三十一日までは三十万円に、同年四月一日以後は五十万円に引き上げ、最低制限額を一百万円に引き上げようとするものであります。第二点は、最近における国民死亡率の低下にかんがみ、昨年十二月厚生省が発表した第十回生命表を採用し、保険料の引き下げをはからうとするものであります。その他若干の規定を整備しようとするものであります。通信委員会におきましては、數回にわたり委員会を開き、慎重審議をしたのであります。質疑のおもなるものは、一、五十万円に引き上げの根拠は何か。また引き上げによつて民間保険を圧迫することにならないか。一、国民年金と簡易保険との関連、かん。一、現在の小額保険を整理する等事業の合理化をはかるべきではないか。一、加入者に対する福利厚生施設をさらに整備拡充すべきではないか等がありましたが、その詳細は會議録によつて御了承を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決、次いで日本社会党の野上委員より、各会派共同提案として、本法律案に次の附帯決議を付する動議が提出され、これまた全会一致をもつて可決せられたのであります。  
附帯決議  
政府は簡易保険事業の特質に鑑み、加入者に対する福祉施設を整備拡充するとともに、速かにこれがために必要な措置を講ずべきである。右決議する。

ければ、これより本案の採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十五、自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長吉江勝保君。  
〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕  
自治省設置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十六年二月二十八日  
衆議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長 松野鶴平殿  
自治省設置法の一部を改正する法律案  
自治省設置法の一部を改正する法律案  
自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第六項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十五、自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長吉江勝保君。  
〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕  
自治省設置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十六年二月二十八日  
衆議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長 松野鶴平殿  
自治省設置法の一部を改正する法律案  
自治省設置法の一部を改正する法律案  
自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第六項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔吉江勝保君登壇、拍手〕

○吉江勝保君 ただいま議題となりま
した自治省設置法の一部を改正する法
律案につきまして、内閣委員会におけ
る審議の経過並びに結果を報告申しま
す。

まず、本法律案の内容を申し上げま
すと、現在、自治省の付属機関として
設置せられております地方財務会計制
度調査会の存続期限を一年間延長し
て、昭和三十七年三月三十一日までと
せんとするものであります。地方財務
会計制度調査会は、地方公共団体の財
務会計制度に関する重要事項を調査審
議するため、その設置期限を昭和三十
六年三月三十一日までとして、自治省
に付属機関として設置せられたもので
あります。本調査会の存続期限延長
の理由として政府が述べるところによ
りますと、本調査会は昭和三十四年十
月発足以来二十回に近い会合を重ね、
数回の実態調査を行なって調査審議を
続けてきましたが、何分にも現行地方
財務会計制度は明治以来の制度であっ
て、根本的な検討を要する点が多く、
地方公共団体の多様な実態を十分に把
握した上で結論を出す必要があるの
で、本調査会の設置期限を明年三月末
日まで一年間延長したいとのこと
であります。

また、その審議において問題と
なつたおもな点は、現在までの本調査
会の審議の状況と今後の本調査会の運
営の見通し、本調査会の設置期限を一
年延長する理由、今後の審議において
残されたおもな問題点、地方税の減税
に関する政府の所見等でありました。
なお、当委員会に付託になってゐる
総理府初め各省庁の設置法の一部改正
法律案において、審議会、調査会等の
新設またはその設置期限の延長を規定
しておるものが多数ありますので、昨
日の委員会におきましては、特に池田
総理の出席を求めまして、審議会等に
関する基本問題につき熱心な質疑応答
が重ねられました。千葉委員より、現
在、国家行政組織法第八条に基づか
ず、閣議決定または閣議了解の形で設
置されている外交問題懇談会、労働問
題懇談会、また近く設置の予定されて
いる暴力防止懇談会、その他法律に基
づかずに、厚生省、農林省等に設けら
れている各種審議会、調査会等は、国
家行政組織法第八条に違反するもので
あるがゆえに、政府はこれを廃止する
かまたは法律化しなければならぬとい
ふ思ひがいかん」との質問に対し、池田
総理より、「会として意思決定をなさ
ないものは法律によらずに設置しても
差しつかえないと考えるが、千葉委員
のあげられた意思決定をするよりなも
のは、これを法律化するのか、廃止する
か、適当な措置をとるとともに、今後
その設置について厳重に検討を加え、善
処したい」と旨の所見が述べられまし
た。なお、詳細につきましては当委員
会會議録によって御承知願いたいと存
じます。

法の一部を改正する法律案についての
質疑を終わる、討論もなく、よつて直
ちに本法律案につき採決をいたしました。
可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。
本案全部の問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。
次会の議事日程は、決定次第、公報
をもつて御通知いたします。
午前十時五十分散会
出席者は左の通り。

- 議員
杉山 昌作君 牛田 寛君
村山 道雄君 柏原 ヤス君
田中 清一君 櫻井 志郎君
加賀山之雄君 原島 宏治君
大泉 寛三君 大竹平八郎君
中尾 辰義君 鈴木 恭一君
吉江 勝保君 常岡 一郎君
辻 武壽君 竹中 恒夫君
三木興吉郎君 苦米地英俊君
山本 米治君 市川 房枝君
近藤 鶴代君 堀 末治君
藤野 繁雄君 村上 義一君
大谷 登潤君 辻 政信君
千田 正君 笹森 順造君
黒川 武雄君 野上 進君
山本 杉君 谷村 貞治君
天竺 良吉君 島島徳次郎君

- 岸田 幸雄君 北島 教真君
金丸 富夫君 川上 為治君
徳永 正利君 仲原 善一君
大谷藤之助君 石谷 憲男君
増原 恵吉君 山本 利壽君
勝保 稔君 小幡 治和君
佐野 廣君 後藤 義隆君
前田佳郎男君 岩沢 忠恭君
武藤 常介君 小柳 牧衛君
宮澤 喜一君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 紅露 みつ君
木内 四郎君 石原幹市郎君
齋藤 昇君 吉武 恵市君
下條 康鷹君 小林 英三君
寺尾 豊君 田中 茂穂君
柴田 栄君 西田 信一君
林田 正治君 村上 春蔵君
鹿島 俊雄君 植垣弥一郎君
松村 秀逸君 松野 孝一君
塩見 俊二君 上林 忠次君
高橋 衛君 前田 久吉君
河野 謙三君 平島 敏夫君
館 哲二君 小林 武治君
大谷 賛雄君 青柳 秀夫君
井上 清一君 加藤 武徳君
高橋進太郎君 秋山俊一郎君
重宗 雄三君 堀木 鎌三君
郡 祐一君 草葉 隆圓君
青木 一男君 木村篤太郎君
津島 壽一君 大森 創造君
野上 元君 豊瀬 禎一君
千葉千代世君 山本伊三郎君
武内 五郎君 小柳 勇君
鶴園 哲夫君 横川 正市君
阿部 竹松君 大川 光三君
岡村文四郎君 森 元治郎君
鈴木 壽君 大河原 次君
齋藤 進君 重政 庸徳君
藤田 進君 亀田 得治君

加瀬 完君 大和 与一君
大倉 精一君 西川甚五郎君
小酒井義男君 高田なほ子君
光村 甚助君 湯澤三千男君
井野 碩哉君 清澤 俊英君
千葉 信君 須藤 五郎君
大矢 正君 北村 暢君
永末 英一君 基 政七君
安田 敏雄君 藤田藤太郎君
田畑 金光君 平林 剛君
秋山 長造君 久保 等君
永岡 光治君 向井 長年君
椿 繁夫君 成瀬 暢治君
天田 勝正君 東 隆君
岡 三郎君 佐多 忠隆君
田中 一君 藤原 道子君
村尾 重雄君 近藤 信一君
羽生 三七君 内村 清次君
松本治一郎君 赤松 常子君
棚橋 小虎君

國務大臣 植木庚子郎君
法務大臣 小坂善太郎君
外務大臣 古井 喜實君
厚生大臣 周東 英雄君
農林大臣 椎名悦三郎君
通商産業大臣 小金 義照君
郵政大臣 小澤重喜君
國務大臣 田中 茂徳君
大藏政務次官 渡海元三郎君
自治政務次官

〔第十四号参照〕
審査報告書
日本住宅公団法の一部を改正する
法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十六年三月九日

建設委員長 稲浦 鹿蔵

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、日本住宅公団が市街地において住宅を建設する場合に、その住宅と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設貸貸その他の管理及び譲渡の業務をその業務として行なうことができることを明らかにし、その管理に係る住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設管理又は団地の居住環境の維持改善等に関する業務を行なう事業に投資することができることとする等の措置を講ずることによつて、市街地の合理的利用の促進と居住者の利便の増進及び居住環境の維持向上並びに団地の管理の適正を期せうとするものであつて適当な措置であると認めるが、第三十二条の二に規定する事業への投融資について、別紙のとおり附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律施行のため、格別の予算措置を必要としない。

附帯決議

本法律案第三十二条の二に規定する事業への投融資について、対象機関は居住者へのサービスがその根本主旨なるに鑑み、居住者の意向をその運営に反映せしめるとともに、機構および人事に関し慎重を期して、

その経営が営利的とならないよう措置すること。  
右決議する。

昭和三十六年三月二十四日 参議院會議録第十四号

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定備	一部	十五円
<small>(但し良質紙は二十円)</small>		
<small>(配送料共)</small>		
発行所		
東京都新宿区市台本町一五		
大蔵省印刷局		
電話九段四三二一		
報知		